

福岡県

県営住宅に応募される方は、次の(1)～(8)の条件を満たしていなければ、
申込むことはできません。

[県営住宅の入居条件チェックをしたい方はこちら >>](#)

(1)

申込者は、成年者(20歳未満の既婚者を含む)であり、同居しようとする親族がある方

- 夫婦の別居、父母の別居等、不自然に世帯を分離した申込みや、他に扶養すべき人のいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。
- 婚約中の方が申込まれる場合は、原則として入居説明会までに婚姻を証明する戸籍謄本か、婚姻受理証明書が提出されないときは失格となります。

〈単身での申込みについて〉

- 次の各号のいずれかに該当する方については、単身で申し込むことができます。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ住居においてこれを受けることができず、または受けることが困難と認められる方は申し込みできません。申込みができる団地は、募集住宅一覧表の単身入居可能住宅と記載されている団地のみです。
- 知的障害者または精神障害者1，2級の方、3級で常時介護が必要な方は入居申し込みされる県営住宅の所在市町村において常時の相談対応等の居住支援（居住サポート事業）が実施されていることが条件となります。常時の相談対応等の居住支援が実施されているかどうかは、申込される県営住宅の所在市町村の保健福祉部局にお問い合わせください。

(ア) 60歳以上の方又は昭和31年4月1日以前に生まれた方※1

(イ) 身体障害者手帳の交付を受けた方で、身体上の障害の程度が1級から4級の方

(ウ) 療育手帳の交付を受けているA1からA3、B1・B2の方で、入居後

に常時の相談対応等の居住支援体制が整っている方（居住支援体制について関係機関からの証明が必要となります。）

- (エ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1から3級（または、医師がそれに相当する程度と証明）の方で、入居後に常時の相談対応等の居住支援体制が整っている方（居住支援体制について関係機関からの証明が必要となります。）ただし、3級で介護が必要でない場合は、そのことについて市町村等の証明がある方
- (オ) 戦傷病者手帳を受けた方で、身体上の障害の程度が恩給法別表の特別項症から第6項症まで又は第1款症の方
- (カ) 原子爆弾の被害者で医療給付について厚生労働大臣の認定を受けている方
- (キ) 生活保護を受けている方
- (ク) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
- (ケ) ハンセン病療養所入所者等※2
- (コ) DV被害者（配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻の関係と同様の事情にある者を含む）から暴力を受けている者）で配偶者暴力支援センター若しくは婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の方又は配偶者に対し裁判所から接近禁止若しくは退去命令が出された後5年以内の方

※1 ただし、募集住宅一覧表の単身入居可能住宅に若年単身可と記載されている住宅は、上記の要件に該当しなくても単身で入居申込みができます。

※2 ハンセン病療養所入所者等は次に該当される方です。

「らい予防法の廃止に関する法律」により「らい予防法」が廃止されるまでの間(平成8年3月31日までの間)に、国立ハンセン病療養所その他の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所した方であって、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」の施行の日(平成13年6月22日)において生存されてある方。

〈車いす住宅等の申込みについて〉

車いす住宅等については、別に申込資格がありますので、募集住宅一覧表を参

照して下さい。

(2) 収入基準に合う方

- 同居しようとする家族(婚約者も含む)の収入を含め、諸控除後の月収が次の金額であることが必要です。(1世帯で2人以上の収入がある場合は、各所得金額を合算してください。)

<平成 19 年度適用の収入基準>

一般世帯の場合 月収額 200,000 円以下であること……………原則階層世帯

高齢者・障害者世帯等の場合 月収額 268,000 円以下であること……裁量階層世帯

裁量階層世帯とは

- (ア) 60 歳以上の方若しくは昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方又は 60 歳以上の方若しくは昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方及び 18 歳未満の方からなる世帯
- (イ) 身体障害者(身体障害者手帳 1～4 級)の方のいる世帯。
- (ウ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方(恩給法別表の特別項症～第 6 項症及び第 1 款症)のいる世帯。
- (エ) 被爆者健康手帳の交付を受けている方で、かつ被爆の影響で医療の給付を受けていることを厚生労働大臣から認定された方のいる世帯。
- (オ) 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない方のいる世帯。
- (カ) 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳 1, 2 級程度)の方のいる世帯。
- (キ) 知的障害者(療育手帳重度又は中度程度(療育手帳の B の軽度は除く))の方のいる世帯。
- (ク) ハンセン病療養所入所者等
- (ケ) 子育て世帯(小学校就学期前の子がいる世帯)

(3) 現在住宅に困っている方

- 原則として持家の方及び公営住宅(県営・市営・町営・村営)の入居者の方は、申込みできません。(ただし、母子・老人・障害者・DV被害者世帯の方は、公営住宅に入居中の方でも申込みできます。その他遠距離通勤等で住宅にお困りの方は申込みできる場合もあります。詳しくは、入居申込み時にお問い合わせください。)

(4) 過去、県営住宅に入居していた方で不正な使用をしたことがない方

- 過去において県営住宅に入居していた方については、不正な使用などをしたことがないこと。(無断退去、家賃滞納など)

(5) 共同生活を円満にすることができる方

- 犬、猫等のペットを飼育しないこと。
- 共益費等をきちんと支払うこと。

(6) 家賃の3ヵ月分の敷金が払える方

(7) 外国人登録を行っている外国人

- 外国人については外国人登録を行っていること。

(8) 申込者又は同居親族が暴力団員(以下、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

- 入居者資格について警察本部に照会することがあります。

(9) 連帯保証人をたてられる方

- 入居に際しては、連帯保証人の連署(印鑑登録済証明書及び連帯保証人資格申告書の添付)が必要になります。
なお、単身で入居される方は、連帯保証人の連署に加えて身元保証人の連署(印鑑登録済証明書の添付)が必要になります。

連帯保証人について

連帯保証人になっていただく方は、福岡県内にお住まいの方で、独立の生計を営み、申込者と同程度以上の収入がある方で、できればご親族の方をお願いします。

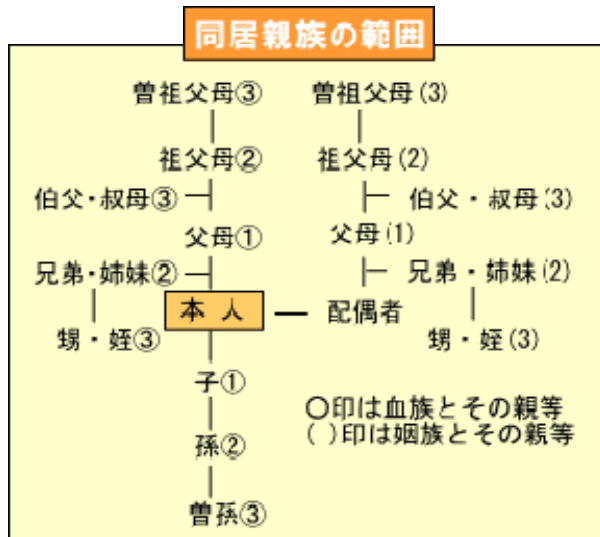
北九州市

申込者の資格

申込みには、次の各号の資格が必要です。

なお、現在または過去に公社賃貸住宅や公的住宅の家賃を滞納し、未だ未納であるときは、申し込みできません（同居者を含む）。

1. 現に住宅に困っている方
2. 原則として満 20 歳以上で、単独で法律行為のできる方
3. 同一勤務先に現在まで引き続き 1 か月以上勤務し、1 か月分以上の給料を支給された方
4. 同居しようとする家族が 3 親等以内の親族で原則として夫婦（内縁関係にある方および婚約者を含む）または親子を主体とした世帯の方
 - (1) 内縁関係にある方は、住民票に「未届の妻」または「未届の夫」と記載されていること
 - (2) 婚約者との申込みの場合、公社の定める入居指定日より 3 か月以内に入籍できる方に限ります



5. 次の収入基準を満たす方

- (1) 家賃 25,000 円未満の団地をお申込みの場合・・・186,000 円以上の月収がある方
- (2) 家賃 25,000 円以上の団地をお申込みの場合・・・228,000 円以上の月収がある方

※ただし、外国人留学生については、日本政府（文部科学省）奨学金留学生の支給月額を月収とする

6. 申込者及び同居者共に、円満な団地共同生活ができる方

7. 日本国籍の方、または外国人の方で、次に該当する方

- (1) 外国人登録を受けている方で、かつ1年以上継続して日本国に在留している方、及び外国人留学生で、学長若しくは学部長の在学証明書が提出できる方
- (2) 「出入国管理及び難民認定法」（昭和 26 年政令第 319 号）の規定により永住許可を受けている方
- (3) 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成 3 年法律第 71 号）の規定により特別永住者として許可された方

8. 次の資格のある連帯保証人を選任できる方

- (1) 原則として福岡県にお住まいの方
- (2) 年齢が満 20 歳以上 65 歳未満の方

(3) 収入が、月額 228,000 円以上ある方

(4) 日本国籍の方、または外国人の方で 7. の (2) ~ (3) に該当する方

※下記の方は、連帯保証人になれません。

- ・当会社の賃貸住宅に入居している方
- ・当会社の賃貸住宅に入居予定の方
- ・現在、当会社賃貸住宅入居者の連帯保証人になっている方

▲ [上へ戻る](#)

月収とは

1. 給与所得者の場合

現在支給されている過去 1 年間の本給、賞与その他の固定化されている諸手当を加えた合計額の 12 分の 1 で、課税の対象になっているもの

2. 個人経営の事業主、所得を 2 か所以上から受けている方またはこれに準ずる方の場合

年間所得の 12 分の 1 (必要経費等控除後の課税対象額の 12 分の 1) で、所轄税務署又は市区町村長発行の所得額証明書により証明できるもの

3. 年金等受給者

年間受給額の 12 分の 1

収入の合算について

申込み本人の月収が基準に満たない場合は、同居する本人の配偶者、父母、子等のうち 1 名に限り収入合算することができます。

ただし、本人の収入が基準月収の 3 分の 2 以上であり、合算できる額は合算者の収入の 2 分の 1 までとします。

(例) 家賃 20,000 円/月の部屋をお申込みの場合

収入条件 2,232,000 円/年 (=186,000 円/月 × 12 か月/年) 以上

申込者収入	合算額	合算者の収入	入居資格
1,488,000 円/年未満	—	—	無

1,488,000 円/年	744,000 円/年	1,488,000 円/年以上	有
2,000,000 円/年	232,000 円/年	464,000 円/年以上	有
2,232,000 円/年以上	—	—	有

▲ [上へ戻る](#)

収入としないもの

各種扶助料、非課税所得、仕送りおよび一時的な所得は収入としません。

(例) 旅費、退職一時金、生活保護、雇用保険金、失業給付金、労災保険、遺族年金、障害年金

申込時期

常時、お申込みできます。

申込方法

別添の「一般賃貸住宅入居申込書」に記入し、お申込みになる団地が所在する区の『市営住宅・市公社住宅相談コーナー』までお越しください。

申込書の添付書類

空待ち待機申込の場合ありません。

即入居可能な住宅の申込の場合

(1) 所得の証明書

- ・給与所得者の場合は、前年の源泉徴収票または前年度の市区町村発行の所得額証明書

※ 前年1月2日以降就職された方については、「在職兼給与支払証明書」を提出していただき、直近6か月の収入にて判断いたします。

- ・個人事業者の場合は、前年度の市区町村発行の所得額証明書または税務署発行の所得額証明書
- ・年金受給者の場合は、年金証書及び最新の年金額改定通知書の写し

(2) 住民票(同居予定家族全員の続柄記載のもの) 1通

(3) 160円切手 1枚

▲ [上へ戻る](#)

申込書の書き方

1. 氏名は、かい書でご記入ください。ふりがなも記入してください。外国人の方は、外国人登録原票に記載されている本名を書いておりますが、日本国内において通称名を使用されている方は、本名に続けて () 書でその通称名を記入してください。

2. 同居予定者欄は、同居予定者全員および続柄を正確に記入してください。婚約者は、続柄欄にその旨記入してください。

3. 年収欄には、年間総収入をお書きください。

ただし、事業所得者については必要経費等控除後の額をお書きください。

4. 婚約にて申込む場合は、裏面の婚姻誓約書および婚約証明書に署名してください